

101歳気象科学者に聞く(2)



気象科学者増田善信さん 9月101歳の誕生日を迎えた。
ローソク1本が20歳

目次

101歳気象科学者に聞く(2)	
101歳気象学者増田善信さんに聞く	
黒い雨 増田雨域で4倍に.....	2
NHK朝ドラ「虎に翼」と「原爆裁判」(1).....	4
JNEP情報.....	7
活動日誌.....	9
リレーエッセイ「落葉の季節」.....	10
第34回環境公害セミナーのお知らせ.....	10

101歳気象学者増田善信さんに聞く(2)「黒い雨 増田雨域で4倍に」

公害・地球環境問題懇談会 常任幹事 橋本 良仁
幹事 田中 史子

橋本「8月4日付け赤旗日曜版に増田さんの活動が載っていました。1985年の原水爆禁止世界大会で一人の被爆者の言葉にショックを受けて、原爆の被害の実相をもっと知らなければならぬ、黒い雨の範囲を正確に出したいと思ったと書かれていましたが、そのあたりからお話してください。」

増田「以前は被害者の事より、黒い雨を記した宇田雨域(広島管区気象台の宇田道隆技師の調査に基づく黒い雨の範囲)について、このような優れた研究があると私は自書に引用し講演もしていた。宇田雨域というのが被爆者を援助する初めての黒い雨の領域だった。そこに住んでいた人はいわゆる被爆者手帳がもらえた。

当時「核の冬—核戦争後の気象異変」(1985.6)という本を出した直後だったものですから、その本の冒頭に宇田先生のことを紹介してある。だから宇田先生の業績は知っていた。宇田先生は戦争前までは神戸の海洋気象台長だった。招集を受けて広島船舶司令部に入った。司令部の人たちに海洋学とか気象学の講義をしていた。原爆が落とされた時、南町という爆心から1.6キロのところまで被爆した。家がつぶれたから広島市内では危ないからと、軍人がいなくなった家を借りて引っ越した。そこも被爆していたがそんなことは知らなかった。黒い雨にあたった雨戸をそのままにして家を使っていた。戦争中、地方に疎開していた次男が帰ってきた。彼は被ばくしていない。ところが息子は髪の毛が抜けてきた。慌てて雨戸を洗って事なきを得た。

宇田先生は当時の中央気象台長の藤原咲平先生から広島原爆の被害を調査しなさいと言われ調査をしていた。

そのころ枕崎台風と阿久根台風(1945年)が1か月のうちにほとんど同じコースをたどって広島を通過し、大雨が降って土石流が生じた。土石流に巻き込まれて大勢の人が亡くなった。特にひどかったのが、広島原爆の跡の医療を援助するということで派遣された京都大学の6人の教授をはじめ多くの方が流されて亡くなったことだ。

宇田先生たちは、初めに台風の被害調査に行くわけです。報告書をつくるためにまず住民の聞き取り調査をする。そんな中で原爆の話が出てきた。そこで原爆の聞き取り調査をする。このことは柳田邦男先生の「空白の天気図」(1981)の中で原爆の被害と、その約1ヶ月後に広島でも2000人を超える死者・行方不明者を出した枕崎台風について、放射線障害に苦しみながら必死に観測と現地の調査を続けた気象台員たちの奮闘として伝えられた。非常に緻密な調査で私のところへも取材に来られた。

宇田先生は初めは徒歩で、次は自転車で、20kmくらい離れたところまで聞き取り調査をして、それをすぐ論文にした。しかし、アメリカのプレスコードにひっかかり、昭和27年まで発表できなかった。そこでマル秘のパンフを500部作った。1部50円くらいの自費出版、宇田雨域は12月までにできていた。大雨域と小雨域が卵形になっている。私はそれを金科玉条のように説明して歩いていったわけだ。

1985年の原水爆禁止世界大会の分科会で村上さん(日本共産党広島県委員会副委員長)と話しをする機会があった。そしたら、村上さんから「あんな激しい積乱雲からこんなに美しい卵形の雨が降るものですか?」。

村上さんは黒い雨を徹底的に調査して、それに当てはめて被爆者に被爆手帳を与えるため、その中でどれだけ多くの人たちを被爆者として救済するか努力されていた。

村上さんに会う前にそれまでの2倍の面積の地域に雨が降っていたということを発表した(1984. 6. 23)。赤旗が取材に来て2日前に報道。NHKテレビがその日の夜に放映。後で特集を組む予定だったが、その日はニュースで放映しただけだった。翌日全国から電話がかかってきた。「私の住んでいたところには雨が降ったのにあなたの図には入っていない。不十分だ」。手紙もいっぱい届いた。そこで初めて村上さんに現地調査をお願いした。

現地調査は最初に広島市の湯来東小学校へ行った。校庭には200人くらいの人が出た。イベントでもあるのかと思いつつ会場の準備をしていると、その人たちがみんな聞き取り調査に参加した。他人の話を聞いて自分も同じことがあったことを思い出してもらえようと顔見知りの前では誇大な言い方はしないであろうと思いつつ、できるだけ正確な証言を得るために、発言者はスピーカーを使って発言をしてもらった。最後にアンケートを集めようとしたらアンケート用紙が足りない。小学校の先生が手伝って印刷してくれた。それから5か所まわった。

もう一つ問題がある。宇田先生の報告書には実際に使ったデータは200か所の聞き取り調査があるはずなのに論文には170しかない。宇田先生の正確なオリジナル調査資料を見つけないといけない。宇田先生と同じ資料を使ってそのデータの上に私が聞き取り調査をしたことを付け加えて私の黒い雨・増田雨域を作ったわけですから、そのためには200はどうしても必要だった。宇田先生のオリジナルのデータを見つけることには苦労した。海洋学会とか気象学会とかにお願いし、私自身も最後は宇田先生が東海大学海洋学部の教授だったので東海大学まで訪ねて行った。宇田、管区台長、北さん3人の共著になっているので、あとの二人も訪ねた。見つからない。

年末になって今井一郎研究所長から「増田さんあったよ」と連絡があった。宇田先生は東海大学に移る前に東京水産大学におられた。そのことを忘れていた。そこにあったのですね。

島根県匹見(ひみ)町でも雨が降ったといううわさがあったので、島根県境近くまで調査をする必要を感じ、1985年8月5日、村上さん達と調査に入って、6カ所のところで黒い雨が降っていたことを確認し、黒い雨の増田雨域を完成させた。

黒い雨の範囲は4倍になった。1989年2月に日本気象学会の「天気」に増田雨域として公表した。

その後NHKテレビで特集を組んでくれ放映された。

NHK特集「黒い雨」- 広島・長崎原爆の謎 - (1986. 1. 17)

87年5月に気象学会で暫定的に発表した。この報告が広島高裁のこの間の判決(2021. 7. 14)に影響をあたえていた。宇田雨域、大滝雨域(統計的な研究)と増田雨域の3つの雨域の中で増田雨域が一番優れていると高裁が判断した。



広島高裁判決 全面勝訴

それに対し国側が上告するかというとき、1週間のうちに7万筆の上告反対の署名が集まった。国は上告を取り下げた。白血病を除く原爆症に罹っている人全員を被爆者として認定することを条件にするということでした。

橋本「長崎の判決(2024. 9. 9)※についてはどうですか。」

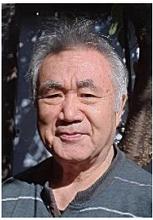
増田「許せない。あれは被爆者のことを被爆体験者といい、雨に遭った人と遭わなかった人を分断している。私も証言したが。被害者は被爆手帳をもらおうとしたけれど手帳はもらえず、被爆体験者手帳になった。」

被爆体験者は1年に1回精神病の検診があるだけ。被爆手帳なら医療費や健康診断などが援助される。」

※この判決では原告の一部を被爆者と認め、その他を被爆体験者とした。この判決に対し長崎市、長崎県、被爆者と認められた以外の原告双方が控訴した。(2024. 9. 24)

NHK朝ドラ「虎に翼」と「原爆裁判」その1

日本科学者会議東京支部幹事 松永光司



はじめに

今年(2024年)9月末まで放送されたNHK朝ドラ「虎に翼」には、さまざまな感動が寄せられた¹⁾。主人公猪爪寅子は、戦前から戦後に至る日本社会の中で、女性ゆえに直面するさまざまな不合理に、「はて？」と異を唱え挑み続けた。ドラマは朝鮮人差別、同性婚への偏見など、現代にも通じる社会問題を忖度抜きに描いて視聴者に問いかけた。その制作陣の姿勢と出演者の快演がこのドラマを盛り立てた。主人公猪爪寅子のモデルが、日本初の女性弁護士で裁判官となった三淵嘉子であることは、今ではよく知られている。主人公猪爪寅子の苦闘と成長が、三淵嘉子の不屈の生涯を思わせる。そのクライマックスとも言えるエピソードが「原爆裁判」に違いない。

1. 「原爆裁判」とは

「原爆裁判」は、アメリカによる広島、長崎への原爆投下の違法性を問う初の裁判である。そしてこの裁判は、詳細な検討の上に「アメリカによる広島及び長崎への原爆投下は国際法に違反する」と画期的な判決を下した。

「原爆裁判」は、1955年(昭和30年)4月25日に東京地方裁判所に被爆者3名が提訴した「東京地裁提訴事件」²⁾と、その翌日に大阪地方裁判所に2名が提訴した「大阪地裁提訴事件」からなる。原告の被爆地は、広島4名、長崎1名である。なお両提訴事件は同一訴因であったので東京地裁に統合され、1960年(昭和35年)2月、第1回口頭弁論から一緒に審理されることになった。この「原爆裁判」の判決原文を含む裁判資料は現在、「日本反核法律家協会」(会長・大久保賢一弁護士)が保管し、ホームページに公開されている³⁾。本稿ではそれらを参考としつつ、「原爆裁判」の主な争点とその意義について考えたい。

(1) 原告の請求と、被告(日本政府)の対応

原告は、“アメリカによる原爆投下は国際法違反である、原爆被害者たる原告等は当然アメリカ及びトルーマン大統領に対する損害賠償請求権を有する、しかし日本政府がサンフランシスコ条約19条でこれを放棄した。したがって日本政府はアメリカに代わって原告らの損害を補償せよ”、と主張。これに対し被告(日本政府)は、“原爆投下は国際法違反とはいえない、そもそも原告ら個人には損害賠償請求権がない、”と主張し、争った。

(2) 難しい政治問題、審理に一貫して参加した三淵

この「原爆裁判」は、戦勝国である超大国アメリカの戦争行為を、敗戦国である日本が裁くという点でも、原子爆弾投下という当時国際法に明記されていない新兵器の使用を国際法上どう認定するかという点でも、さらに核兵器を世界戦略の要と位置づけ核兵器拡大競争が激しくなる中で、判決は世界政治に大きな影響をもつという点でも、難しい政治問題を抱えた裁判として、内外から大きく注目されていた。

この「原爆裁判」は、1955年4月25日に東京地裁に提訴され、民事24部が担当した。裁判記録では、東京地裁民事24部に所属した三淵嘉子は、第1回口頭弁論調書(1960年8月8日)から第9回口頭弁論調書(1963年3月5日)、そして「判決」(1963年12月7日)にも右陪席裁判官として記載されている。東京地裁の裁判は3人の裁判官による合議制である。3人の中で裁判の全期間(8年間)にわたって担当したのは三淵嘉子ただ一人であった。

2. 国際的に注目された「原爆裁判」(「下田事件判決」)

「原爆裁判」判決の最大の特徴は前述のように「アメリカによる広島及び長崎への原爆投下は国際法に違反する」と断じた点にある。福井康人氏(元広島市立大学広島平和研究所准教授)は、この

「原爆裁判」の意義について大要次のように述べた。この判決は「原爆訴訟」判決(「下田事件判決」)として有名で、日本の国際法判例集には必ず出てくる。そして国際的に重要な判例125件を掲載する国際刑事法関連の判例集に日本の判例として唯一掲載されている。この下田事件判決は、政治的にも核兵器の合法性を問うという難問を抱えた裁判で、世界中から注目された。その判決を日本の裁判所が示したことは評価すべきである。

この判例が世界中で広く知られているのは、その判決の論旨であり、内容的に非常にレベルの高い判決だからである⁴⁾、その“内容的なレベルの高さ”は、当時の日本の国際法学者の大家3名(横田喜三郎、高野雄一、田畑茂二郎)が鑑定人や証人として参加したことによる、と指摘した。

3. 「原子爆弾」は従来と異なる、まさに残虐な兵器

では「判決」は何を明かにしたか、判決原文を具体的に検討する。まず「判決」は「原子爆弾の投下とその効果」を客観的に検討した(「判決」p34~36)。昭和20年8月6日午前8時15分に、米国陸軍航空隊の爆撃機B29が広島市上空で投下したウラン爆弾、同月9日午前11時2分ころ、同国爆撃機B29が長崎市上空で投下したプルトニウム爆弾がそれぞれ上空で爆発し、一瞬にして広島市では少なくとも死者7万人以上、負傷者5万人以上、長崎市には死者2万人以上、負傷者4万人以上に及ぶ、巨大な犠牲者を引き起こしたことを指摘(「判決」p35)。

ついで「判決」はサミュエル・グラストン著『核兵器の効果』(米国原子力委員会刊行)に基づき「原子爆弾の爆発によって生じる効果」に言及(「判決」p36~39)。

「第1は爆風によるもの」、「第2は熱線によるもの」、「第3の、そして最も特異な効果として、初期核放射線と残留核放射線によるもの」と列挙し、中でも「われわれに恐怖の念を起こさせるのは、原子爆弾によって生ずる放射線ないし放射能」だと指摘。「破壊力、殺傷力において、従来の兵器より遙かに大きいだけでなく、人体に種々の苦痛ないし悪影響をもたらす点において、原子爆弾は従来のあらゆる兵器と異なる特質を有するものであり、まさに残虐な兵器である」(「判決」p39)と断定した。

つづいて「このような性質と効果を具有する原子爆弾が、いわゆる核兵器として、国際法上許される兵器であるかどうかは、国際法上重要なそして極めて困難な問題であることに疑いはない」と指摘しつつ、「本件においては、米国が広島市及び長崎市へ原子爆弾を投下した行為が、当時の実定国際法によって適法とされるかどうかが争点なのであるから、この点に限局して考察すればそれで十分である」と「裁判」の課題を再確認した(「判決」p39)。

4. 「アメリカによる広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」かどうかの論証

「判決」は、被告(日本政府)の反論を一つ一つとりあげ、アメリカの原子爆弾投下が実定国際法にいかに反しているか、具体的に論証している。

「その1」：「判決」はそれまでの国際法(1868年のセント・ペテルスブルグ宣言(400gr以下の炸裂弾・焼夷弾の禁止)、1899年の第1次ハーグ宣言(陸戦法規、ダムダム弾禁止、毒ガス禁止、投擲物禁止)、1907年の第2次のハーグ会議(陸戦規則)、1925年の毒ガス等禁止ジュネーブ議定書等の条約)を具体的に検討し、これらの国際法においては原子爆弾の投下に関し直接的には何の規定もないことを示したうえで、被告の「国際法で何ら禁止していないから国際法違反の問題は起こりえない」との主張に、「そこで言う禁止とは、禁止する旨の明文のある場合だけを指すものではなく、既存の国際法規の解釈及び類推適用からして、当然禁止されているとみられる場合を含むと考えられる」と、新兵器による国際法違反を指摘した(「判決」p40～41)。

「その2」：「判決」は、原子爆弾の投下行為に関連する当時の実定国際法規⁵⁾をさらに検討した。原爆投下行為は空襲である。空襲に関して一般に承認されている慣習法では、陸軍(海軍)による砲撃では、防守都市(防守地域)と無防守都市(無防守地域)とを区別し、防守都市(防守地域)に対しては無差別砲撃が許されているが、無防守都市(無防守地域)に対しては戦闘員及軍事施設

に対してのみ砲撃が許され、非戦闘員及び非軍事施設に対する砲撃は許されず、これに反すれば違法な戦闘行為となると指摘。」p46～47)。

「空戦に関する規則案」第22項では「普通人民を威嚇し、軍事的な性質を有しない私有財産を破壊しもしくは毀損し、または非戦闘員を損傷することを目的とする空中爆撃は禁止する」と規定している。原子爆弾の加害力と破壊力がこれまでよりも著しく大きいから、原子爆弾が一度爆発すれば、軍事目標と非軍事目標の区別はおろか、中程度の規模の都市の一つが全滅するとほぼ同様の結果となることは明らかである。無防守都市に対する原子爆弾の投下行為は盲目爆撃と同視すべきものであって、当時の国際法に違反する戦闘行為であると断じた(「判決」p46～47)。

「その3」：「判決」は、広島市、長崎市が「防守都市」にあたるかを検討。両市が当時地上兵力による占領の企図に対して抵抗していた都市(防守都市)でないことは公知であると指摘。また「両市とも空爆に対して高射砲などで防衛され、軍事施設があったからといって、占領の危険が迫っておらず防守都市に該当しない」と指摘。さらに「両市に軍隊、軍事施設、軍需工場等いわゆる軍事目標があったにせよ、広島市には約33万人の一般市民が、長崎市には約27万人の一般市民がその住居を構えていたことは明らかである。したがって原子爆弾による爆撃が仮に軍事目標のみをその攻撃の目標としたとしても、原子爆弾の巨大な破壊力から盲目爆撃と同様な結果を生ずるものである以上、広島、長崎両市に対する原子爆弾による爆撃は、無防守都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法からみて、違法な戦闘行為であると解するのが相当である」と指摘した(「判決」p47～48)。

「その4」：当時戦争はいわゆる総力戦で、戦闘員と非戦闘員の区別、軍事目標と非軍事目標の区別が困難であるとの反対論に対して、「判決」は、軍事目標の概念は必ずしも固定したものではなく、時代の変化に伴って変遷する。だからといって軍事目標と非軍事目標との区別が全くなかったとは言えない。

例えば、学校、教会、寺院、神社、病院、民家は、いかに総力戦の下でも軍事目標とは言えない。したがって総力戦であるからといって、直ちに軍事目標と非軍事目標の区別がなくなったというのは誤りである(「判決」p49)と指摘。

「その5」：「判決」は、広島・長崎両市に対する原子爆弾の投下は「戦争に際して不要な苦痛を与える非人道的なものは、害敵手段として禁止される」との国際法(ハーグ陸戦規定第23条a)の原則に違反すると指摘(「判決」p50)。

「両市への原子爆弾の投下により多数の市民の生命が失われ、生き残った者でも放射線の影響により18年後の現在においてすら、生命を脅かされている者のあることは、まことに悲しむべき現実である。この意味において原子爆弾のもたらす苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではなく、このような残虐な爆弾を投下した行為は、不必要な苦痛を与えてはならないという戦争法の基本原則に違反している」と断罪(「判決」p51)。

－ 次号に続く －

新しい風より転掲

『日本科学者会議(JSA)電気通信研究所分会機関紙 2024年11月号』

JNEP情報(2024年11月)

JERA(東京電力・中部電力の火力発電会社)が市場に電気を出さない不正行為

JERA(東京電力・中部電力の出資する火力発電会社で、元の東京電力・中部電力の火力発電所を保有・運転)が、市場(卸電力市場)に出すべき発電電力を出さず、このために市場が逼迫して価格が上がり、企業側が利益を得た可能性があるとして、電力・ガス取引監視等委員会が業務改善勧告を行いました。

JERAは、2017年6月から2023年10月まで、一部電力について、制度上卸電力市場に出すべきでかつ供出可能な場合にも一律に供出できないと設定し入札量を制限、2019年4月に問題を認識後も改善されませんでした。この不正で2021年11月の特定時間には市場での電力価格が50円/kWh以上も上がった可能性があり、JERAは本件未供出による市場価格上昇で利益を得た可能性があります。JERAは「システムの設定不備」だとしていますが、NGOの気候ネットワーク、FOEジャパンなどNGOは「市場操作」と厳しく追及しています。

2020年末以来、電力価格高騰が起き、大手電力の競争相手である新電力の多くが経営危機になり、倒産し事業を止めた所もあります。

JERAは制度では市場に出すべき電気の一部を市場に出さず、価格高騰に拍車をかけ、利益を得た可能性があります。電力・ガス取引監視等委員会は当時「問題行為は確認されていない」としていましたが、問題行為の一つが発覚しました。

電力市場は大手10電力と電源開発、その資本関係のある会社の発電電力が全体の8割を占めてきました。さまざまな政策の不十分さもあり、再エネなどを進める新電力の経営危機は結果的に既存大手電力の体制維持を図ることになります。JERAについては制度通りの電力の市場供出があったら市場価格がどう変化したのか検証すべきで、他の会社が不正をしていないかも検証すべきとしています。

中部電力ミライ・関西電力・中国電力・九州電力・九州電力ミライが電力小売で談合し、業務改善命令を受けた際に、関西電力が経営層の参加する会議で、「各社が供給力を絞り込み、固定費を持たない新電力を市場から退出させ、我々の収益も改善することが期待される」などと書いていたことが発覚、これを書いた関西電力を例に挙げ、市場でどういう行動を取り、市場にどう影響を与えたか検証すべきとしています。

今回のような事態が発生から4年経ってようやく発覚、監視すべき電力・ガス取引監視等委員会、市場運営の日本卸電力取引所の監視機能が働いていないことも問題にしています。

NGOは、相場操縦は金融なら課徴金などの罰則だけでなく刑事処分に値するもの、また勧告だけでなく不正に得た収入の返還や罰金を課すべきで、国には事実関係の検証・徹底調査、電力需給逼迫を口実に大型発電所の建設や維持の支援をしてきた政策の転換も求めています。

政府が温室効果ガス削減2035年、2040年目標案を提示。世界平均削減水準に満たない。

経済産業省と環境省は、産業構造審議会・中央環境審議会の合同部会に、2035年と2050年の削減目標案を示しました。気候危機を防ぐために大胆な目標を示すのではなく今のトレンドの延長という考え方です。

目標案は、温室効果ガス排出を2035年に2013年比60%削減（2019年比53%削減）、2040年73%削減（2019年比68%削減）です。IPCC

（国連気候変動に関する政府間パネル）は、温暖化の悪影響を小さく抑える気温上昇1.5度未満抑制（産業革命前比）のため、世界平均では温室効果ガス排出を2035年に60%削減、2040年には69%削減が必要と、最新の報告で示しています。これと比較すると、日本政府の2035年目標案は、世界で必要な平均削減率に満たないレベルです。2040年目標は世界平均削減率に近いと言えますが、人口ひとりあたりの排出量や累積の排出量が途上国よりずっと大きく資金も技術もある先進国の責任を満たしていないと言えます。

他の先進国では、英国は条約会議中に2035年66%削減目標を発表、EUは2040年80%削減目標を決めようとしています。

衆議院選挙の各党公約

10月に衆議院選挙が行われました。環境NGOの気候ネットワークやFOEジャパンなどが各政党公約の

温暖化政策アンケートを実施しました。

温室効果ガスの削減目標と原発推進の関係についてみると、「削減目標を引き上げる」とした政党は全て、時期は幅がありますが「原発を無くす」方針でした。「原発を推進する、温暖化対策に使う」とした政党で、削減目標を引き上げるとしたところはありませんでした。選挙公約ではありませんが、日本の温暖化対策の寄与は小さいから温暖化対策予算はやめろと主張する政党もありました。

気候変動枠組条約会議

気候変動枠組条約の29回目の条約会議が産油国アゼルバイジャンの首都バクーで11月11日から、期間を延長し24日まで行われました。今回は途上国支援などが議論され、公的資金・民間資金合わせて少なくとも年間1.3兆ドル、先進国から途上国への資金供与が2035年までに少なくとも年間3千億ドル（約46兆4000億円）などで合意しましたが、先進国が民間資金も入れるべきなどと主張したのを受けて公的資金がいくらになるのかなども決められませんでした。平均気温上昇が続き、異常気象が続く中でも、世界の排出削減についても従来よりも強い合意を出すこともできませんでした。

来年2月に各国が2035年目標を提出するのを前に、英国が目標を引き上げ、2035年の温室効果ガス排出を1990年比81%削減（2019年比66%削減）、ブラジルとアラブ首長国連邦も目標を提出しました。

環境NGOで作る国際組織CAN（クライメートアクションネットワーク、気候行動ネットワーク）は、途上国支援に消極的な日本を含む先進国に「特大化石賞」を贈りました。

石炭火力新設をしないことを呼びかける連合発足

欧州諸国、オーストラリアなど25カ国とEU（欧州連合）は、温室効果ガスの排出量が特に大きい石炭火力を新設しないことを呼びかける連合を発足させましたが、日本とアメリカ政府は不参加です。

ドイツのNGOが世界各国温暖化政策評価報告

ドイツのNGOのシンクタンク、ジャーマンウォッチが、世界各国(64カ国)の温暖化政策評価を行い、発表しました。

5段階のうち「大変高い」ランク、順位にして1-3位に入った国はありませんでしたが、「高い」にデンマーク、オランダ、英国などの先進国と、フィリピン、モロッコ、インドなどが入りました。

日本は最も低いランクの「大変低い」ランクに属し、全体で58位で、中国、米国などより下、カナダ、韓国、ロシア、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、イランより少し上という位置。再生可能エネルギーと政策評価が低く、特に温暖化政策はイランに次いで下から2番目でした。評価の理由として日本はG7の中で石炭火力廃止日を設定していない唯一の国であり、石炭火力と化石燃料維持のために抜け穴や国際協定の独自の解釈を頻繁に利用、と大変厳しい評価を受けています。

活動日誌

10月

- 28日(月)じん肺・アスベスト全国キャラバン
厚労省・環境省前 集結集会
- 30日(水)ウェビナー「電力自由化と
電力システム改革～再エネ新電力の
価値とこれから」
主催：パワーシフト・キャンペーン
運営委員会

11月

- 5日(火) 公害総行動第6回実行委員会
- 9日(土) 原発ゼロ全国オンライン集会
- 11日(月) 司法の真の姿を取り戻す
新たな「共同行動実行委員会」

今後の日程

11月

- 29日(金) あつまれ「オルタナ伝承館」
オンライン+いわき湯本温泉
<https://youtube.com/live/TAkV82jxe2k>
- 30日(金) 第25回日本科学者会議
総合学術研究集会にて、
気候危機、リニア問題などの分科会

12月

- 1日(日)～2日(月)
全国公害被害者総行動
実行委員会合宿 13:30～
- 3日(火) ノーモア・ミナマタ新潟訴訟
東京高裁第1回弁論 12:00～
- 7日(土) 第8回高砂集会
オンラインあり 14:00～16:30
- 9日(月) ノーモア・ミナマタ東京訴訟
東京地裁民事42部口頭弁論
- 9日(月) Cop29報告会 -
バクーからの最近報告
CANJapan 主催
オンライン 15:00～17:00
- 10日(火) 第3次横田訴訟
立川地裁弁論 13:00～
- 13日(金) 津島支援集会 お茶の水
連合会館 18:30～
- 15日(日) 公害資料館ネットワーク
フォーラム 立教大学
<https://kougai.info/news/1370>

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)

連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-3663
FAX 03-3352-9476

郵便振替 : 00140-1-80892
加入者 公害・地球環境問題懇談会

JNEPリレーエッセイ

第16回：落ち葉の季節(2024. 11)

公害・地球懇常任幹事 奥田さが子

猛暑の夏が去ったら、あっという間に寒くなり、甲州街道のイチヨウも、高尾山の木々も色づいてきた。イロハモミジの紅色、ケヤキの金茶色、イチヨウの黄色…自然界では、多種多様な種類が、そして同じ種と同じ木につく葉でさえも、ひとつひとつが、それぞれの違いを個性として調和している。色も形も多彩な葉っぱたちが、風が騒ぐときらめきながら舞い散る。散ったばかりの落ち葉のじゅうたんは踏むのがもったいないほどの美しさだ。そして、舞い散った葉は、土に帰って、次の世代が育つ豊かな土壌をつくる。冬の厳しさを越え、新芽が伸び育つ養分となるのだ。

-人間の社会はどうだろうか？ 選挙結果を見て、この落ち葉の季節を連想した。個人の多様性も認めず、また、「国益」を口実に、仮想敵をつくって軍事大国化へ向かおうとする政権。多彩多様なそれぞれの違いを認め合いながら共生の道を探る対話・外交をぜひ進めてほしいと庶民は平和を願っているのに。その流れの中で「季節の変わり目」を印象づけた今回の選挙結果。与党過半数割れは、話し合いもせず数の力だけで物事を押し進めることだけは簡単にできなくなるだろう。私たちが次の世代の養分となれる一人ひとりでありたい、と思う。



第34回 環境公害セミナー

「水俣病の歴史、教訓、課題」

- 講師 : 中山裕二さん(水俣病被害者の会事務局長)
: 園田昭人さん(ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団長)
報告 : 各訴訟(不知火患者会、新潟、東京、近畿)
日時 : 2025年1月25日(土) 14:00~17:00
場所 : スモン公害センター (リアルとリモート)